

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、福井県漁業調整規則（昭和39年福井県規則第61号）第4条第1項第12号に掲げる小型いか釣り漁業につき、福井県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業	3（許可または起業の認可を受けている船舶等の数：2）	5トン以上30トン未満の範囲において記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	福井県沖合海域	4月1日から 12月31日まで	石川県に漁業の根拠地を有する者
		50（許可または起業の認可を受けている船舶等の数：37）			福井県沖合海域 ただし、福井県坂井市三国町雄島北端の点、同点から真方位315度3海里の点および福井県大飯郡高浜町甲崎（正面崎）突端の点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域を除く。	5月1日から 12月31日まで	北海道に漁業の根拠地を有する者
		30（許可または起業の認可を受けている船舶等の数：36）			青森県に漁業の根拠地を有する者		
		2（許可または起業の認可を受けている船舶等の数：2）			岩手県に漁業の根拠地を有する者		
		0（許可または起業の認可を受けている船舶等の数：0）			秋田県に漁業の根拠地を有する者		
		4（許可または起業の認可を受けている船舶等の数：5）			山形県に漁業の根拠地を有する者		
		1（許可または起業の認可を受けている船舶等の数：1）			新潟県に漁業の根拠地を有する者		
		1（許可または起業の認可を受けている船舶等の数：1）			富山県に漁業の根拠地を有する者		

小型いか 釣り漁業	小型いか 釣り漁業	0 (許可または 起業の認可を受 けている船舶等 の数：0）	5トン以上30ト ン未満の範囲にお いて記載されてい る船舶の総トン数	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	福井県沖合海域 ただし、福井県坂井市三国町雄島北端の点、同点から 真方位315度3海里の点および福井県大飯郡高浜町 甲崎（正面崎）突端の点を順次に結んだ線と陸岸に よって囲まれた海域を除く。	5月1日から12月 31日まで	京都府に漁業の根拠地を有する者
		1 (許可または 起業の認可を受 けている船舶等 の数：1）			兵庫県に漁業の根拠地を有する者		
		4 (許可または 起業の認可を受 けている船舶等 の数：4）			鳥取県に漁業の根拠地を有する者		
		0 (許可または 起業の認可を受 けている船舶等 の数：0）			島根県に漁業の根拠地を有する者		
		0 (許可または 起業の認可を受 けている船舶等 の数：0）			山口県に漁業の根拠地を有する者		
		2 (許可または 起業の認可を受 けている船舶等 の数：2）			佐賀県に漁業の根拠地を有する者		
		6 (許可または 起業の認可を受 けている船舶等 の数：5）			長崎県に漁業の根拠地を有する者		